

# 法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の作成について

## 1 標準見積書式及び作成手順書

国土交通省では、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を公表しています。  
また、各専門工事業団体では、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書式及び作成手順書を提供していますので、参考にしてください。

(参考)

- ◆法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（出典：国土交通省のホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

- ◆各団体が作成した標準見積書（出典：国土交通省のホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

## 2 見積書に明示する法定福利費の算出方法

### (1) 内訳明示する法定福利費の範囲

見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）及び雇用保険料のうち、現場労働者の事業主（会社）負担分です。【表1の○部分が該当】

表1 標準見積書にて内訳明示の対象となる法定福利費(保険料等)について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金※1	雇用保険料	労災保険料※1
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※1 事業主が全額負担（本人負担分なし）

### (2) 一般的な算出方法

法定福利費は、労務費（工事に直接従事する現場作業員の年間賃金総額の合計）に、社会保険料率を乗じて計算します。しかしながら、各工事の見積りでは、現場作業員の年間賃金総額を把握することが困難なため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{法定保険料率 (各社会保険料率)} \times 2$$

(3) 適用する法定保険料率（各社会保険料率）※<sup>2</sup>の考え方

【参考】協会けんぽ山口支部に加入した場合の社会保険料率（平成28年7月時点）

保険の種類	社会保険料率※ <sup>2</sup>	参照先	備考	作成例記号
健康保険料	10.13% × 1/2 = <b>5.065%</b>	協会けんぽ HP (健康保険組合に加入している場合は、当該組合を参照)		p
介護保険料	1.58% × 1/2 × 54.4% = <b>0.430%</b>	協会けんぽ HP 政府統計の総合窓口 HP	40～64歳が該当 対象者割合は表2を参照	q
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	17.828 × 1/2 + 0.20% = <b>9.114%</b>	日本年金機構 HP H27. 9～	厚生年金基金に加入の 場合は基金に別途照会	r
雇用保険料	<b>0.90%</b>	厚生労働省 HP	「建設の事業」の率	s
社会保険料合計率	<b>15.509%</b>			t

※<sup>2</sup> 最新の情報は、参照先のホームページ等で確認してください。

- ◆【健康保険料】平成28年度の協会けんぽの保険料率（出典：協会けんぽホームページ）  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h28/280203>
- ◆【介護保険料率】協会けんぽの介護保険料率（出典：協会けんぽホームページ）  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/1995-298>
- ◆【介護保険対象者】「健康保険・船員保険被保険者実態調査 平成26年10月」  
統計表(全国健康保険協会管掌健康保険(一般被保険者)第8表)（出典：政府統計の総合窓口）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?gaid=GL02100102&toacd=00450391>

介護保険料の算定に使用する保険料率  
= 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2 (事業主負担) × 介護保険対象者割合 (加入率)

被保険者及び被扶養者の年齢構成割合 (H26.10.1現在)  
表 2

年齢階層	山口県	
	被保険者数	割合(%)
	249,782	
15～19歳	2,781	1.1%
20～24	15,473	6.2%
25～29	22,224	8.9%
30～34	24,924	10.0%
35～39	29,367	11.8%
40～44	31,853	12.8%
45～49	26,736	10.7%
50～54	24,858	10.0%
55～59	25,970	10.4%
60～64	26,351	10.5%
65～69	14,333	5.7%
70～74	4,895	2.0%
75歳以上	17	0.0%
介護保険対象者割合 (40～64)	135,768	54.4%

- ◆【厚生年金保険料】厚生年金保険料額表（出典：日本年金機構ホームページ）  
<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/20150731.files/0000029322XDdescLTTM3.pdf>
- ◆【児童手当拠出金】子ども・子育て拠出金率は「1,000分の2.0 (0.20%)」です。  
<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/20150731.html>
- ◆【雇用保険料】平成28年度の雇用保険料率（出典：厚生労働省ホームページ）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/0000119421.pdf>

《法定福利費を内訳明示した見積書の作成例 その1》

見積書

〇〇 〇〇会社 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山口市滝町1-1

〇〇〇〇建設

見積金額 H 円

事業主負担分の法定福利費は  
下段に別途計上するため、上段  
諸経費からは除いておく

項目		数量	単価	金額
〇〇工事	材料費			A
	労務費			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>
	諸経費(法定福利費除く)			C
	計			$D = A + B + C$

《各社会保険料率を算出し、合計率に労務費を乗じ、概算保険料額を記載する例》

事業主負担分	労務費	社会保険料率 (合計率)	概算保険料総額
法定福利費	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>	t	$E = B \times t$

		金額
工事価格		$F = D + E$
消費税等	8%	$G = F \times 8\%$
合計		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">H</span> = $F + G$

《法定福利費を内訳明示した見積書の作成例 その2》

見積書

〇〇 〇〇会社 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山口市滝町1-1

〇〇〇〇建設

見積金額 L 円

事業主負担分の法定福利費は  
下段に別途計上するため、上段  
諸経費からは除いておく

項目		数量	単価	金額
〇〇工事	材料費			A
	労務費			<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>
	諸経費(法定福利費除く)			C
	計			$D = A + B + C$

《各社会保険料率を算出し、各々の率に労務費を乗じ、概算保険料額を記載する例》

法定福利費 事業主負担額	対象額	率	概算保険料
健康保険料	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>	p	$E = B \times p$
介護保険料	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>	q	$F = B \times q$
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>	r	$G = B \times r$
雇用保険料	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span>	s	$H = B \times s$
合計			$I = E + F + G + H$

		金額
工事価格		$J = D + I$
消費税等	8%	$K = J \times 8\%$
合計		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">L</span> = $J + K$